

〈家庭のゼロエミッション行動推進事業〉 「東京ゼロエミッション」の申請受付期間を1年間延長します

東京都では、家庭の省エネ行動を促すため、省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫、給湯器への買換えに対し、商品券などに交換可能な「東京ゼロエミッション」を付与する事業を実施しています。

このたび、テレワークの浸透などにより在宅時間が増加し、家庭における省エネ対策が一層重要となつている状況を踏まえ、申請受付期間を1年間延長します。ぜひこの機会に省エネ家電などへの買換えをご検討ください。

- ①延長後申請受付期限
令和4年3月31日（木）
（当日消印有効）*ただし、予算がなくなり次第終了
- ②ポイント付与対象機器
下表のとおり（延長後も変更ありません）
*既存機器の撤去を含めた買換えを行う場合が対象です。

対象機器			付与ポイント (1ポイント=1円)	
エアコン	統一省エネラベル 4つ星以上	冷房能力	2.2kw以下	12,000
			2.4kw～2.8kw	15,000
			3.6kw以上	19,000
冷蔵庫	省エネ基準達成率 100%以上	定格内容積	250ℓ以下	11,000
			251ℓ～500ℓ	13,000
			501ℓ以上	21,000
給湯器	高効率給湯器		10,000	

*購入前に、ホームページまたは店頭で対象機器に該当しているかを必ずご確認ください。
*1000ポイント分は

ED照明の割引券に、残り商品券に交換できます。

③4月からの変更点

■インターネット申請

これまでは、インターネット申請の場合でも書類の郵送が必要でしたが、インターネットで全ての申請手続きができるようになりました。この場合、スマートフォンなどで撮影した書類の画像データをアップロードすることで、郵送が不要になります。便利です。ぜひご利用ください。

■郵送申請

これまでは、一部書類の原本提出が必要でしたが、全ての添付書類について、コピーでの提出が可能になります。

*申請先など詳細は、ホームページ (<http://www.zero-emissions-points.jp>) をご覧ください。



※問い合わせは、コールセンター
☎0570(005)083

☎03(6634)1337

*受付時間は午前9時から午後5時まで（ただし年末年始は除く）

東京都環境局地域エネルギー課（事業について）
☎03(5388)3533

カット

【都税について】

☆5月は自動車税種別割の納期です

自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

令和3年度の自動車税（種別割）納税通知書は、5月6日（木）に発送します。5月31日（月）までに

お納めください。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方は、申請により納税が猶予される制度があります。

☆身体障害者手帳などをお持ちの方へ

自動車税種別割の減免申請はお済みですか？

身体障害者手帳などをお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、自動車税種別割の減免を受けられる制度があります。

納期限の5月31日（月）まで（新たに自動車を取得した場合は登録（取得）日から1か月以内）に申請が必要です。都税事務所、都税支所、支庁、都税総合事務センター、自動車税事務所、いずれかへ申請してください。
※詳細は、ホームページまたは自動車税コールセンター（☎03(3525)4066・平日午前9時から午後5時）までお問い合わせください。